

蒲郡市防災会議の傍聴に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、蒲郡市防災会議（以下「会議」という。）の傍聴に関して必要な事項を定めるものとする。

(傍聴定員)

第2条 傍聴人の定員は、おおむね20名とする。ただし、傍聴席が満席となったときその他必要があるときは、傍聴を制限し、又は拒絶することができる。

2 前項の規定にかかわらず、会長は、会議の開催場所の規模等を勘案して傍聴人の定員を別に定めることができる。

3 会議を傍聴しようとする者が、前各項に規定する定員を超えるときは、申込者の中から、抽選により定員までの傍聴人を決定するものとする。

(傍聴の受付)

第3条 傍聴の受付は、開会予定時刻の45分前から行い、開会予定時刻の15分前に締め切るものとする。ただし、開会予定時刻15分前に、傍聴人が前条に規定する定員に満たない場合は、会長は、同時刻以降に傍聴を希望するものに係る許可を行うことができる。

2 傍聴人は、氏名及び住所を受付簿に記入しなければならない。ただし、氏名及び住所の記載された名刺等を提出することで、受付簿へ記入したものとみなすことができる。

(傍聴することができない者)

第4条 次の各号に掲げる者のいずれかに該当するものは、会議を傍聴することができない。

- (1) 銃器、刃物その他の危険物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、プラカード、旗又はのぼりの類を携帯している者
- (4) 笛、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (5) 児童及び乳幼児。ただし、引率者があって会長が認める場合は、この限りでない。
- (6) 前各号に定める者のほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる物を携帯している者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、所定の傍聴席において傍聴しなければならない。

2 傍聴人は、傍聴する際は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 静粛にし、かつ、会議における言動に対して拍手その他の方法で賛否の意思表示をしてはならない。
- (2) 騒ぎ立ててはならない。
- (3) 示威的行為をしてはならない。
- (4) 飲食をしてはならない。ただし、会長が認める場合は、この限りでない。
- (5) 前各号に掲げる事項のほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨げとなる行為はしてはならない。

3 傍聴人は、写真若しくはビデオ等の撮影をし、又は録音をしてはならない。ただし、会長が認める場合は、この限りでない。

4 傍聴人は、会長の指示に従わなければならない。

(傍聴人への配布資料等)

第6条 傍聴人には、会議次第、協議・調整を行う事項等を記載した資料その他会長が必要と認める資料を配布するものとする。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、会議を非公開とする決定がなされたときは、速やかに退場しなければならない。

2 会長は、傍聴人がこの要領に違反するときはこれを制止し、又はその命令に従わないときは退場させることができるものとする。

(報道関係者の取扱い)

第8条 蒲郡記者クラブ等の報道関係者については、第2条及び第3条の規定は適用しない。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要領は、平成30年2月16日から施行する。